

大 個 審 第 4 号
(答 申 第 1 6 号)
平成 1 1 年 9 月 2 7 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 1 年 8 月 1 7 日付け教委総第 3 6 6 号で諮問のありました「大阪府学校支援人材バンクシステム」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 当該システムのパスワードは、あらかじめ実施機関が承認した情報提供先の個人情報管理の責任者にのみ交付し、この責任者だけが当該システムを利用するようにすること。
- 2 当該システムで提供する個人情報については事業の円滑な運用のために必要な最少の情報とすること。また、登録者が自分の知識や技能等に関わる情報として積極的に提供を希望する場合のみ登録する項目については、登録申請書の様式及び記入要領にその旨を明記しておくこと。
- 3 なお、当該事業の実施にあたっては、実施機関は、登録者が学校での活動にあたって知り得た生徒等の個人情報を適正に取り扱うよう十分指導すること。